

## Contents

- 1 【インド】保険業への外国直接投資上限規制の緩和に向けた動き
- 2 【メキシコ】メキシコデータ保護法の解説(2)データ主体の権利及び移転規制
- 3 【シンガポール】同一の保険約款に含まれる仲裁条項と管轄条項の関係について判示した判例

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

## 1. 【インド】保険業への外国直接投資上限規制の緩和に向けた動き

### 1. 保険業への外国直接投資上限規制の緩和に向けた動き

2021年2月1日に実施された予算演説において、インド金融相は、保険業への外国直接投資(Foreign Direct Investment)の上限を49%から74%に緩和する方針を明らかにした。

インドの保険業への外国直接投資上限は、現在、49%とされているが、数年前から上限の引き上げが議論されており、今般、ようやくインド政府から74%への上限引き上げの方針が明確に示されたものである。

保険業への外国直接投資の上限の緩和が実現した場合、後述する、「Indian Control」の要件が(一定の制限の下)、撤廃されることも踏まえ、日本企業を含む外国の保険会社等によるインドの保険業への投資又は追加投資が増加することが予想される。

### 2. 一定の制限(safeguards)の下での Indian Control の撤廃

従前から、また現在も、インドの保険会社については、上述の「外国直接投資上限 49%」というインド外為法の規制とは別に、インドの保険業法である Insurance Act, 1938 及びその施行規則、通達、ガイドラインのレベルで、「Indian Control」と呼ばれる要件が課されている。

「Indian Control」の要件とは、大まかにいうと、「インドの保険会社は、外資との合併であったとしても、その支配権はインド側株主が保有しなければならない」というルールである。インドの保険業規制当局である Insurance Regulatory & Development Authority of India (IRDAI)が発行した「Indian Control」に関するガイドラインによれば、たとえば、非独立取締役の過半数は必ずインド側株主が指名した者でなければならないこと、インド側株主が指名した取締役が出席取締役の過半数を超えていなければ取締役会の定足数が満たされたとはみなされないこと、

Key Manegerial Personnelと呼ばれる保険会社の経営陣は取締役会又はインド側株主が任命したものでなければならぬこと、等の様々なルールが定められている。

今般、インドの保険業への外国直接投資上限が49%から74%に引き上げる方針が示された際に、一定の制限(safeguards)の下、「Indian Control」の要件を撤廃する方針も示された。

インド金融相は、予算演説の際、制限(safeguards)の具体的内容として、以下を提示している。

- ①取締役の過半数はインド人のインド居住者であること
- ②Key Manegerial Personnelと呼ばれる保険会社の経営陣は、インド居住者であるインド人であること
- ③取締役の半数以上が独立取締役であること
- ④保険会社は、利益のうち一定の定められたパーセンテージを一般留保として保有すること

①から③は、いずれも保険会社の支配に関する要件、④は保険会社の利益を一定程度インド国内に留めることに関する要件であると考えられる。

①については、取締役の過半数をインド居住者であるインド人とすることで、外国居住の外国人(やインド人)がインドの保険会社を支配することを避けようとする狙いであると考えられる。なお、「Indian Control」との違いは、取締役がインド居住者であるインド人でありさえすればよいため、「外国側株主が、インド居住者であるインド人を取締役として指名する」という形をとることで、取締役の過半数の指名権自体は外国側株主が確保することが可能という点である。

②についても同様に、経営陣であるKey Manegerial Personnelをインド居住者であるインド人とすることで、外国居住の外国人(やインド人)がインドの保険会社を支配することを避けようとする狙いであると考えられる。なお、「Indian Control」との違いは、Key Manegerial Personnelがインド居住者であるインド人でありさえすればよいため、「外国側株主が、インド居住者であるインド人をKey Manegerial Personnelとして指名する」という形をとることで、保険会社のKey Manegerial Personnelの指名権自体は外国側株主が確保することが可能という点である。

③については、取締役の半数以上を独立取締役とすることで、外国側株主による一方的な保険会社の支配、経営を避けようとする狙いであると考えられる。なお、IRDAIのガイドライン上では、「保険会社の独立取締役は3人以上」となっており、取締役の半数以上を独立取締役とすることまでは要求されていない。したがって、この要件は、外国株主が一定以上の株式を保有している保険会社にのみ適用される、加重要件ということになるかと思われる。

④は保険会社の利益を一定程度インド国内に留めることを義務付けることで、外国株主がインドの保険会社の利益を配当等の形で外国に流出させることを制限する狙いであると考えられる。

### 3. 今後の法改正の流れ

インドの保険業への外国直接投資上限が49%であることは、インドの外為法であるForeign Exchange Management Act, 1999の施行規則及び同施行規則に基づく通達のみならず、インドの保険業法であるInsurance Act, 1938にも規定されているため、今後、実際にインドの保険業への外国直接投資上限を引き上げていくためには(インド行政府レベルで施行規則や通達を改正するだけでなく)、インドの国会における、インド保険業法の法改正の承認も必要となる。

具体的には、

- (1) まず、インド外為法のレベルで、FDI Policyと呼ばれる外国直接投資のガイドラインと、インドの外為法であるForeign Exchange Management Act, 1999の施行規則の1つであるForeign Exchange Management (Non-debt Instruments) Rules, 2019を改正する必要がある、

- (2) また、インド保険業法のレベルで、インドの保険業法である Insurance Act, 1938 の改正、並びに同法の施行規則である Indian Insurance Companies (Foreign Investment) Rules, 2015 及び Indian Control に関するガイドライン(guidelines on the meaning of ‘Indian Owned and Controlled’ dated 19 October 2015)の改正が必要となる。

上記のうち、(2)の「インドの保険業法である Insurance Act, 1938 の改正」については、法律自体の改正となるため、通常の法改正手続と同様、インド国会による承認と大統領による同意が必要となる。

一方、(1)の FDI Policy と呼ばれる外国直接投資のガイドラインの改正と、インドの外為法である Foreign Exchange Management Act, 1999 の施行規則の1つである Foreign Exchange Management (Non-debt Instruments) Rules, 2019 の改正、並びに(2)の「Indian Insurance Companies (Foreign Investment) Rules, 2015 及び Indian control に関するガイドライン(guidelines on the meaning of ‘Indian Owned and Controlled’ dated 19 October 2015)の改正」は、いずれも施行規則又はガイドラインの改正であるため、前者はインド準備銀行(RBI)、後者はインド金融省(及び金融省管轄下の IRDAI)が施行規則やガイドラインを改正することで改正可能である。

現時点で、上記の改正がいつ実現するかは不明である。早ければ数か月以内に上記の改正が実行される可能性はあるとする見方もあるものの、実際の改正のタイミングは、上述の「safeguards」の詳細がどの程度早く詰められるかにより、大きく影響を受けることになりそうである。

弁護士 琴浦 諒  
[ryo.kotoura@amt-law.com](mailto:ryo.kotoura@amt-law.com)  
 弁護士 大河内 亮  
[ryo.okochi@amt-law.com](mailto:ryo.okochi@amt-law.com)

## 2. 【メキシコ】メキシコデータ保護法の解説(2)データ主体の権利及び移転規制

### 1. はじめに

ASIA & EMERGING COUNTRIES LEGAL UPDATE 2020 年 12 月号「【メキシコ】データ保護法の解説(1)総論及び処理規制」([https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins13\\_pdf/Asia\\_EC\\_20201225.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins13_pdf/Asia_EC_20201225.pdf) pp4-10)に引き続き、メキシコのデータ保護法のうち、*Ley Federal de Protección de Datos Personales en Posesión de los Particulares*(以下、「法」とする。)及び *Reglamento de la Ley Federal de Protección de Datos Personales en Posesión de los Particulares*(以下、「規則」とする。)について解説する。本稿では、その中でも、データ主体の権利及び個人データの移転に関する規制について触れる。

### 2. データ主体の権利

#### (1) ARCO 権の概要

法は、データ主体(*titular*)の権利として以下のような ARCO 権(*Derechos ARCO*)<sup>1</sup>を定めている。なお、データ

<sup>1</sup> 個人データに関するアクセス、修正、削除及び異議申立て(*Acceso, Rectificación, Cancelación y Oposición*)の権利をいう(規則 2 条 2 号)。

主体は自然人に限られ、法人を含まない<sup>2</sup>。

- I. アクセス権: データ主体は、自らに関する管理者(*responsible*)が保有する個人データにアクセスする権利を有する<sup>3</sup>。
- II. 修正請求権: データ主体は、不正確又は不完全な自らの個人データの修正を求める権利を有する<sup>4</sup>。
- III. 削除請求権: データ主体は、当該主体に関する個人データの削除を管理者に求める権利を有する<sup>5</sup>。
- IV. 異議申立権: データ主体は、正当な理由に基づき、自らの個人データの処理に関して異議を申し立てる権利を有する<sup>6</sup>。

## (2) ARCO 権に関する管理者の義務(総論)

管理者は、データ主体による権利行使としての請求を処理する個人データ担当者又は部門を指定する必要がある<sup>7</sup>。

また、管理者は、原則として、アクセス、修正、削除又は異議申立ての請求を受領した日から起算して 20 日以内に、当該請求に関して決定した内容をデータ主体に通知する必要がある<sup>8</sup>。法は、請求者がデータ主体でない場合や第三者の権利が害される場合等、管理者が請求を拒否しうる場合について規定している<sup>9</sup>(部分的に拒否することも可能である<sup>10</sup>)。

管理者は、全部又は一部であるかを問わず、拒否の決定をした場合には、データ主体に対して、拒否の決定とその理由を通知する必要がある<sup>11</sup>。なお、通知の方法は請求がなされた方法と同一でなければならない<sup>12</sup>。

## (3) ARCO 権に関する管理者の義務(各論)

アクセス権の行使に対しては、データ主体がその個人データを利用可能な状態にし、又はコピー若しくは電子文書の送付その他管理者がプライバシー通知において定めた措置を講ずる必要がある<sup>13</sup>。

修正請求権及び削除請求権に関して、個人データが修正又は削除の請求以前に第三者に移転され、当該第三者によって処理され続けている場合には、管理者は、修正又は削除の請求があったことを当該第三者に通知する必要がある<sup>14</sup>。この場合、当該第三者も修正又は削除の請求に対応する必要がある。

また、個人データの削除請求がなされた場合、データ管理者は、一定期間、当該個人データの処理から生じる

<sup>2</sup> 法 3 条 17 号

<sup>3</sup> 法 23 条

<sup>4</sup> 法 24 条

<sup>5</sup> 法 25 条第 1 文

<sup>6</sup> 法 27 条

<sup>7</sup> 法 30 条第 1 文

<sup>8</sup> 法 32 条第 1 文

<sup>9</sup> 法 34 条第 1 文。なお、削除請求固有の拒否事由(法第 26 条)については、後述する。

<sup>10</sup> 法 34 条第 2 文

<sup>11</sup> 法 34 条第 3 文

<sup>12</sup> データ主体はプライバシー通知所定の方法で請求する必要がある(規則 90 条第 1 文)。管理者は、データ主体が電子通信等の適切な方法により請求できるようにしなければならない(規則 90 条第 2 文)。

<sup>13</sup> 法 33 条第 1 文

<sup>14</sup> 法 25 条第 6 文

責任に関連する目的のためだけにデータを保持することが許される<sup>15</sup>。管理者は、データを削除した場合には、データ主体に通知する必要がある<sup>16</sup>。なお、法は、上述の全請求共通の拒否事由とは別に、処理の継続が法律上要請されている場合やデータ主体の利益の保護のために必要である場合等、管理者がデータ主体の削除請求に従う必要がない場合について規定している<sup>17</sup>。

#### (4) データ主体のその他の権利

以上に加え、前稿にて説明した通り、データ主体はいつでも処理に関する同意を撤回する権利を有している<sup>18</sup>。また、自らの個人データの使用又は開示を制限する権利も有している<sup>19</sup>。

### 3. 移転に関する規制

#### (1) 移転先との関係

管理者が個人データを国内又は外国に所在する第三者(処理者(*encargado*)を除く。以下同じ。)に移転することを意図している場合、管理者は当該第三者との関係で以下の対応が必要である。すなわち、管理者は、第三者に対して、プライバシー通知及びデータ主体が同意している処理目的を提供する必要がある<sup>20</sup>。データ主体が個人データの処理につき条件付きで同意している場合には、管理者は移転に際して第三者に当該条件を伝達しなければならず、かかる伝達をしたことは文書等により明らかにされる必要がある<sup>21</sup>。

なお、個人データの移転がなされた場合、移転先である第三者は当該データについて移転元である管理者が負う義務と同一の義務を負う<sup>22</sup>。また、後述のとおり、第三者は移転に際して管理者からプライバシー通知の提供を受けるところ、第三者はかかるプライバシー通知に従って個人データを取り扱う必要がある<sup>23</sup>。

#### (2) データ主体との関係

データ主体との関係では、原則として第三者への個人データの移転に先立ちプライバシー通知をした上でデータ主体による同意を得る必要がある<sup>24</sup>。具体的には、プライバシー通知において個人データの移転に同意する旨の条項を記載し、データ主体から同意(黙示の同意でも足りる<sup>25</sup>。)を取得する必要がある<sup>26</sup>。

もっとも、法はかかる同意取得義務の例外を規定している。具体的には、下記のいずれかに該当する場合は、国内又は外国に所在する第三者に対する移転のいずれであるかを問わず、データ主体の同意の取得が不要と

<sup>15</sup> 法 25 条第 2 文及び第 3 文

<sup>16</sup> 法 25 条第 5 文

<sup>17</sup> 法 26 条

<sup>18</sup> 法 8 条第 5 文及び規則 21 条

<sup>19</sup> 法 16 条 3 号

<sup>20</sup> 法 36 条第 1 文

<sup>21</sup> 規則 73 条及び規則 75 条

<sup>22</sup> 法 36 条第 2 文及び規則 72 条

<sup>23</sup> 規則 72 条

<sup>24</sup> 36 条第 2 文及び規則 68 条

<sup>25</sup> 法 8 条第 3 文、規則 13 条及び規則 14 条第 1 文

<sup>26</sup> 法 16 条 5 号、36 条第 2 文及び規則 68 条

なる<sup>27</sup>。

- I. 移転が法令(メキシコの法令に限り、外国の法令は含まれない。)又はメキシコが加盟している条約に準拠している場合
- II. 医療診断、医療提供又は医療サービス管理等のために移転が必要な場合
- III. 管理者の親会社、子会社又はグループ会社等に対する移転が行われる場合
- IV. データ主体の利益のために管理者と第三者との間で締結された、又は締結される契約により移転が必要な場合
- V. 公益保護等のために移転が必要又は法的に要請される場合
- VI. 司法手続における権利の承認、行使又は保護のために移転が必要な場合
- VII. 管理者とデータ主体の間の法的関係を維持又は実現するために移転が必要な場合

IV.は、データの移転のみを目的として締結される契約でもよい。

また、VII.については、具体的には、管理者とデータ主体との間の契約に基づく管理者の義務の履行のためにデータを移転する必要がある場合や、データ主体と雇用関係にあること等の理由でそのデータを移転する必要がある場合が該当する。

なお、データの移転が適法になされていることの証明責任は、管理者及び移転先である第三者が負担する<sup>28</sup>。

### (3) 処理者への移転

個人データを処理者に移転する場合、データ主体からの同意は不要であり、プライバシー通知で処理者への移転に関する情報をデータ主体に提供する必要はない<sup>29</sup>。もともと、前提として、管理者と処理者の間でデータ処理契約を締結する必要がある<sup>30</sup>。

### (4) 外国への移転

外国に所在する第三者への移転の前提として、移転先である第三者が移転元である管理者と同一の義務を負担している必要がある<sup>31</sup>。かかる目的達成のための手段として、規則は、管理者と外国に所在する第三者との間で、管理者が負う義務と同じ内容の当該第三者の義務等を規定した契約を締結することを一例として挙げており<sup>32</sup>、その手段はかかる契約の締結に限られないものの、実務上は当該契約の締結に依拠することが多い。また、管理者は、外国に所在する第三者への移転が法律及び規則を遵守したものであるかどうかについて、当局に

<sup>27</sup> 法 37 条

<sup>28</sup> 規則 69 条

<sup>29</sup> 法 3 条 19 号、法 36 条第 1 文、規則 53 条第 1 文及び規則 67 条。管理者と処理者との間の個人データの授受は「移転 (*transferencia*)」には当たらないと整理されている。

<sup>30</sup> 規則 51 条

<sup>31</sup> 規則 74 条。なお、上述のとおり、法 36 条第 2 文及び規則 72 条に基づき、個人データの移転がなされた場合、移転先である第三者は当該データについて移転元である管理者が負う義務と同一の義務を負う。もともと、これは個人データの移転(国内での移転か外国に所在する第三者への移転であるかを問わない。)がなされた後に生じる帰結である。これに対し、規則 74 条は、外国に所在する第三者への移転の場合には、移転に先立つ前提条件として、移転先である第三者が移転元である管理者と同一の義務を負担していることを要求するものである。

<sup>32</sup> 規則 75 条

意見を求めることができる場合がある<sup>33</sup>。

メキシコ法人(子会社)から日本企業(親会社)に対してデータの移転がなされる場合、親会社である日本企業は外国に所在する第三者にあたるが、法 37 条 3 号の適用により、かかるデータの移転に際してはデータ主体からの同意の取得は不要である。もっとも、その場合でも外国に所在する第三者へのデータ移転であるため、規則 75 条に従い、上述のような契約締結等の手段を講じることがベストプラクティスとして望ましい。但し、同一グループ間でのデータ移転については特則があり<sup>34</sup>、当該手段に代えて、法及び規則等が要請するデータ保護等についてのグループ内規定を作成し、これを遵守することでも足りる。

(注)本稿は、メキシコの法律事務所である Basham, Ringe y Correa, S.C.のメキシコ法弁護士である Adolfo Athie Cervantes 氏、Renata Denisse Buerón Valenzuela 氏及び Erika Itzel Rodríguez Kushelevich 氏の協力を得て作成しております。

**【メキシコ】**

弁護士 石井 淳

[jun.ishii@amt-law.com](mailto:jun.ishii@amt-law.com)

弁護士 西山 洋祐

[ynishiyama@basham.com.mx](mailto:ynishiyama@basham.com.mx)

※メキシコの Basham, Ringe y Correa, S.C.法律事務所勤務中

### 3. 【シンガポール】同一の保険約款に含まれる仲裁条項と管轄条項の関係について判示した判例(Silverlink Resorts Limited v MS First Capital Insurance Limited [2020] SGHC 251)

#### 1. はじめに

契約において仲裁による紛争解決を定める仲裁条項を規定する場合には、裁判による紛争解決を定める管轄条項は当該契約には含めないのが通常である。もっとも、同一の契約において仲裁条項と管轄条項の両者が含まれる例を目にすることも実務上は存在する。シンガポール裁判所の近時の判例(Silverlink Resorts Limited v MS First Capital Insurance Limited [2020] SGHC 251)では、保険約款に仲裁条項と管轄条項の両方が含まれていた場合に両者の関係をどのように整理すべきかについて興味深い判断が示されており、本稿において紹介したい。

#### 2. 事案の概要

本件は保険金請求をめぐる紛争であり、保険約款 13 条には、以下のとおり、シンガポール裁判所を管轄裁判所とする管轄条項が含まれていた(下線は筆者による。)。そこで、被保険者である原告は、保険会社を被告としてシンガポール裁判所に対して訴えを提起した。

“Should any dispute arise between the Insured and the Insurers regarding the interpretation or the application of this Policy the Insurers will, at the request of the Insured, submit to the jurisdiction of any competent Court in Singapore. Such a dispute shall be determined in accordance with the practical applicable

<sup>33</sup> 規則 76 条

<sup>34</sup> 規則 70 条

to such Court and in accordance with the laws of Singapore.”

これに対して、保険約款 11 条には、以下のような仲裁条項が含まれており(下線は筆者による。)、被告である保険会社は仲裁合意に基づく防訴抗弁を提出した。

“Any dispute arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, which is not settled pursuant to the Mediation General Condition within sixty (60) days of commencement of the discussions described in the Mediation General Condition (a) above, shall be referred to arbitration and the parties shall unless otherwise mutually agreed, use the best practice within the jurisdiction of this Policy to have the dispute arbitrated before legal action is commenced.”

そこで、同一の保険約款で規定されている仲裁条項(保険約款 11 条)と合意管轄条項(保険約款 13 条)の関係をどのように解釈すべきかという点が問題となった。

### 3. 判決の要旨

シンガポール裁判所は、以下の 4 つの理由から、「保険証券の解釈又は適用に関する被保険者・保険会社間の紛争(any dispute arise between the Insured and the Insurers regarding the interpretation or the application of this Policy)」についてはシンガポール裁判所が管轄を有すると判示し、被告の防訴抗弁の主張を認めなかった。

- ① 仲裁条項の対象は「本保険契約に関する一切の紛争(any dispute arising out of or in connection with this contract)」とされているのに対し、管轄条項の対象は「保険証券の解釈又は適用に関する被保険者・保険会社間の紛争(any dispute arise between the Insured and the Insurers regarding the interpretation or the application of this Policy)」に限定されており、管轄条項の対象範囲は仲裁条項の対象範囲よりも狭く設定されている。この対象範囲の違いに鑑みると、「保険証券の解釈又は適用に関する被保険者・保険会社間の紛争」については、裁判所の管轄を認めるのが当事者の意図に合致すると考えられること
- ② 保険契約の更新時に交付された更新証書(renewal certificate)においても、「保険証券の解釈に関する紛争(any dispute over interpretation of this Policy)」については、シンガポール裁判所の管轄が規定されていること
- ③ 「保険証券の解釈又は適用に関する被保険者・保険会社間の紛争」については、紛争の性質上、裁判を通じた解決の方がより効率的・効果的であり、裁判所の判断に馴染みやすいこと
- ④ 被告の主張する解釈(「保険証券の解釈又は適用に関する被保険者・保険会社間の紛争」については、仲裁により解決を図り、裁判所は当該仲裁手続の公平性や合法性等について監督的な管轄権(supervisory jurisdiction)のみを行使できるというイギリスの判例(Paul Smith Ltd v H&S International Holding Inc [1991] 2 Lloyd’s Rep 127)で示された解釈を採用した場合には、紛争の内容によって仲裁に関する監督的な管轄権を有する裁判所が異なることになり、複雑な状況が生じてしまうこと

### 4. おわりに

本件では、仲裁条項と管轄条項の対象範囲に差異があり、当該差異に合理性が認められることを主な理由として、一定の範囲の紛争については裁判所の管轄を認める判断がなされた。これに対して、本件とは異なり、仲裁条項と管轄条項の対象範囲が同一であったり、両者の対象範囲等の違いを合理的に説明できないような場合には、上述のイギリスの判例のように、仲裁条項が優先し、裁判所には監督的な管轄権のみが認められるとの



解釈が採用される可能性があると思われる。したがって、一つの契約で「仲裁により解決すべき紛争」と「裁判により解決すべき紛争」を紛争の種類等に応じて分けて規定したい場合には、両者の範囲が明確に区別されるよう十分に留意してドラフトする必要があると思われる。

**【シンガポール】**

弁護士 花水 康

[ko.hanamizu@amt-law.com](mailto:ko.hanamizu@amt-law.com)

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 花水 康([ko.hanamizu@amt-law.com](mailto:ko.hanamizu@amt-law.com))  
弁護士 福家 靖成([yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com))  
弁護士 安西 明毅([akitaka.anzai@amt-law.com](mailto:akitaka.anzai@amt-law.com))  
弁護士 池田 孝宏([takahiro.ikeda@amt-law.com](mailto:takahiro.ikeda@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。